

緊急事態宣言の発出等を受けた、私立学校における新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について、お知らせいたします。

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 8 日

各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を 御中
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省高等教育局私学部私学行政課

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための取組について（事務連絡）

昨日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項の規定に基づく緊急事態宣言が発出されました。

これに伴い変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日（令和 3 年 1 月 7 日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針として、「緊急事態措置を実施すべき区域においては、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する」こととされました。また、まん延防止に関し、政府及び特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）が事業者に対して働きかけを行う取組として、「出勤者数の 7 割削減を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力的に推進すること」及び「20 時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20 時以降の勤務を抑制すること」等が示されています。

これに関連して、私立学校の教職員の出勤については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や、本日、文部科学省から発出した「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）」（令和 3 年 1 月 8 日付け初等中等教育局長・スポーツ庁次長・文化庁次長通知）において、地域一斉の臨時休業については避けるべきであること等を示していることも踏まえ、子供の健やかな学びの保障等がなされる学校運営体制が確保されることを前提として、教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤や ICT を活用した業務の実施など、あくまで可能な範囲で教職員の勤務の工夫を図っていただくようお願いします。

また、20 時以降の不要不急の外出自粛については、学校の教職員を含め、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、学校や教職員の信用を失墜させない観点から

も、改めて徹底をお願いします。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた業務体制の確保については、これまで「新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた私立学校における業務体制の確保について（第2報）」（令和2年3月31日付け文部科学省高等教育局私学部私学行政課・厚生労働省労働基準局監督課事務連絡）等により、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すようお願いしていますが、引き続き、地域や学校の実情に応じた取組を図っていただきますようお願いいたします。

各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知をお願いします。

【連絡先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-5253-4111（内線 2533）

メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp